

PPP／PFIの推進に向けて

令和5年8月30日(水)

内閣府 民間資金等活用事業推進室

参事官補佐 北村 明政



**1 PPP/PFI推進の背景、PPP/PFIの3つの効果
～なぜPPP/PFIに取り組む必要があるのか～**

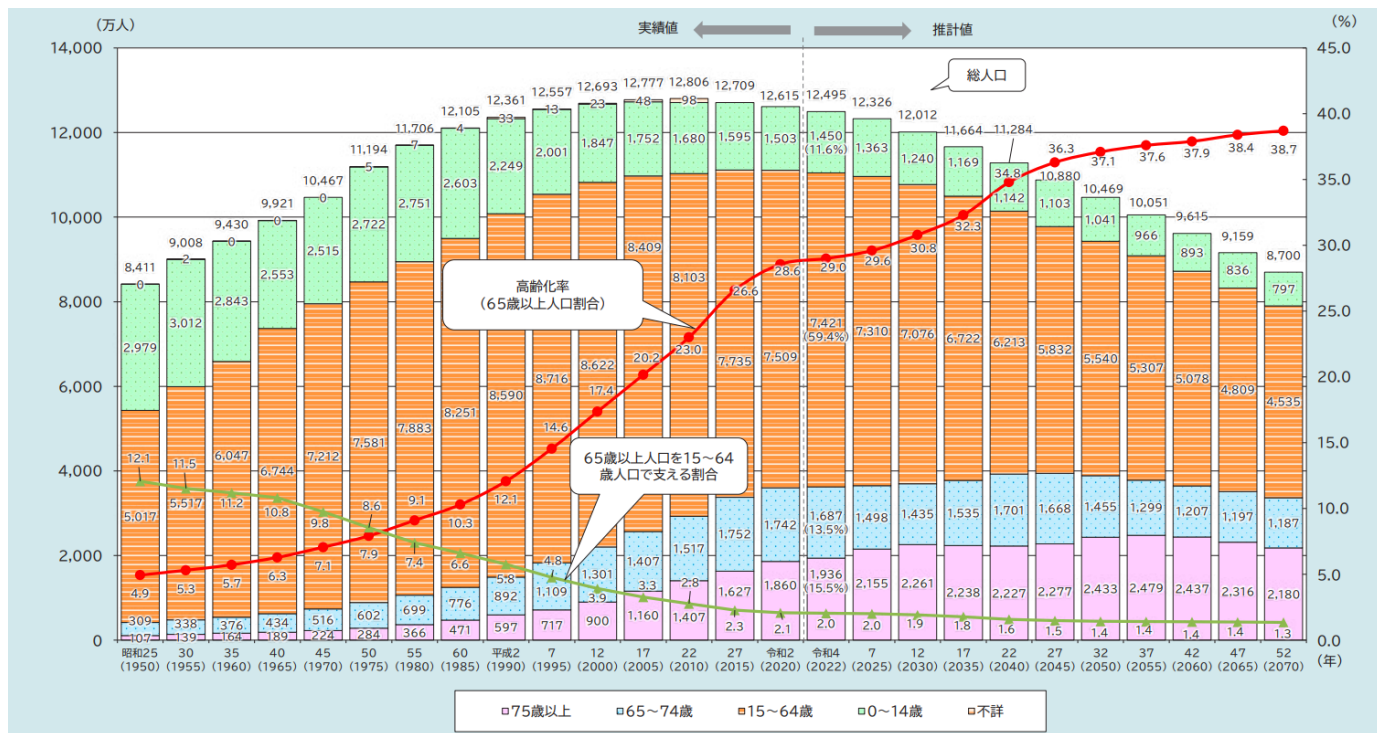
2 地域プラットフォーム

3 アクションプランの改定(令和5年6月2日)

我が国における社会環境の変化(少子高齢化・人口減少)

○少子高齢化が急速に進展し、2008年をピークに人口は減少に転じており、2056年には総人口が1億人を下回ると予測。

○2022年の高齢化率（65歳以上の人口割合）は29%で、今後も高齢化率は上昇の見込み。

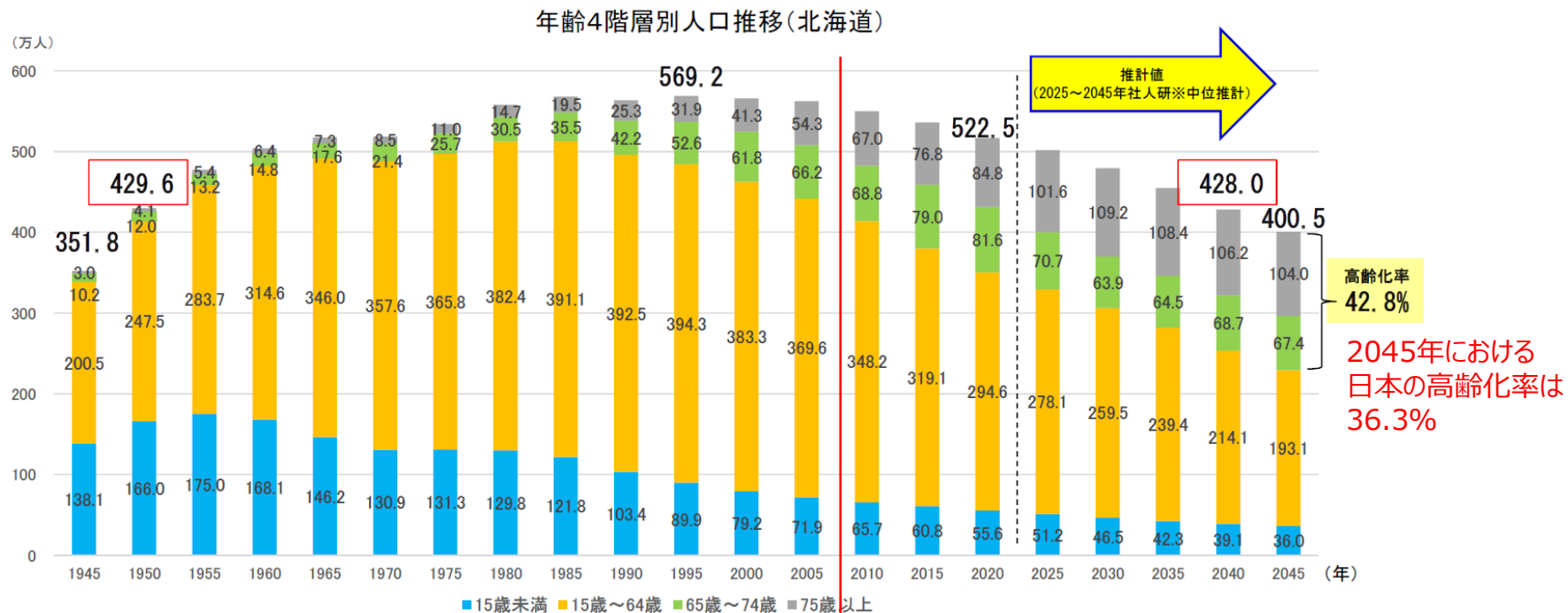


出典：内閣府（令和5年版高齢社会白書）

少子高齢化・人口減少に伴い、地域社会において様々な課題の発生が想定。

【参考資料】北海道の少子高齢化・人口減少

- 人口のピークについて、日本全体では2008年であるのに対し、北海道のピークは1995年。
- 2045年の高齢化率について、日本全体では36%と予測されているが、北海道の高齢化率は42%。



※社人研：国立社会保障人口問題研究所

注1：2020年までは年齢階層から年齢不詳を除外。

注2：2025年以降の人口推計は2015年（平成27年）国勢調査に準拠していることに留意。

注3：1945年の年齢4階層人口区分は0～15歳、16～64歳、65歳～74歳、75歳以上

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」から北海道局作成

出典：国交省北海道局資料を用いて作成

日本の人口ピークは2008年

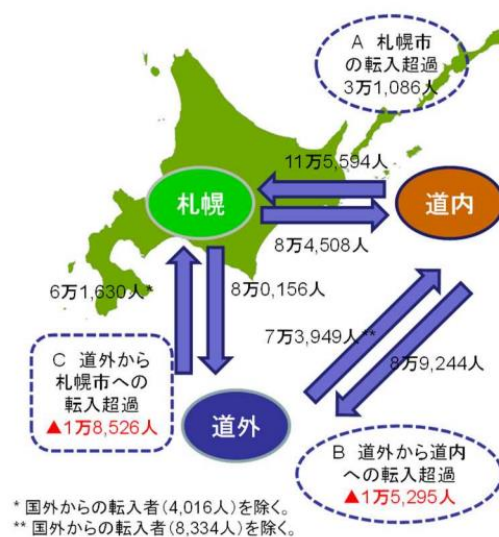
北海道の少子高齢化・人口減少のスピードは日本全体に比べ速い。

【参考資料】北海道の人口減少

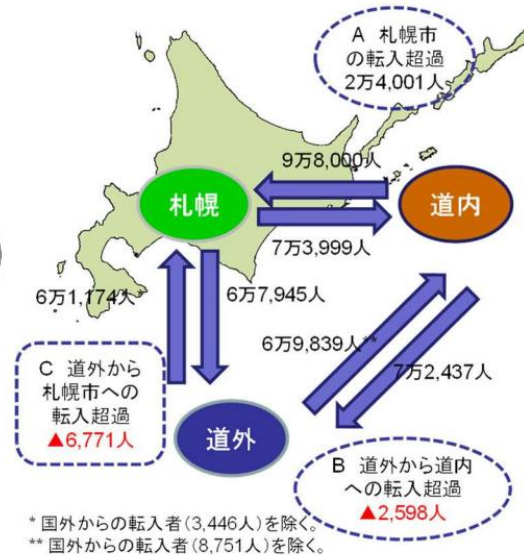
○2005～2020年における人口移動の結果として、道内から道外へ人口約4万8千人が流出。

- ・ 道内と道外との関係では、道内から道外へ約1万7千人が移動。
- ・ 札幌市と道外との関係では、札幌市から道外へ約3万1千人が移動。
- ・ 北海道内に関しては道内（札幌市除く）から札幌市へ約8万5千人が移動。

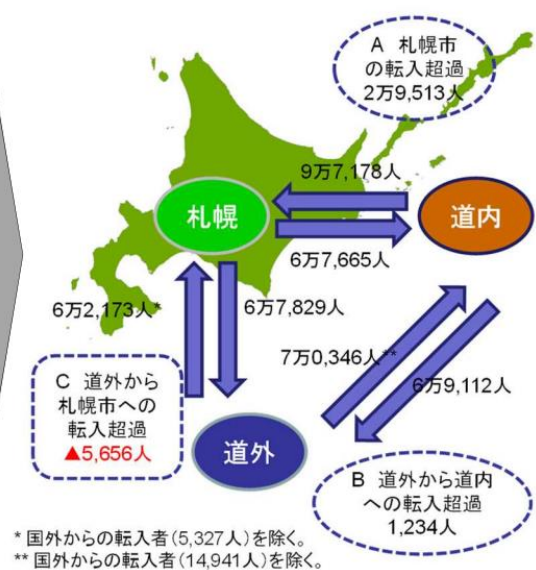
2005年～2010年における人口移動



2010年～2015年における人口移動



2015年～2020年における人口移動



2005年～2020年における人口移動総数

A 札幌市の転入超過
8万4,600人

B 道外から道内への転入超過
▲1万6,659人

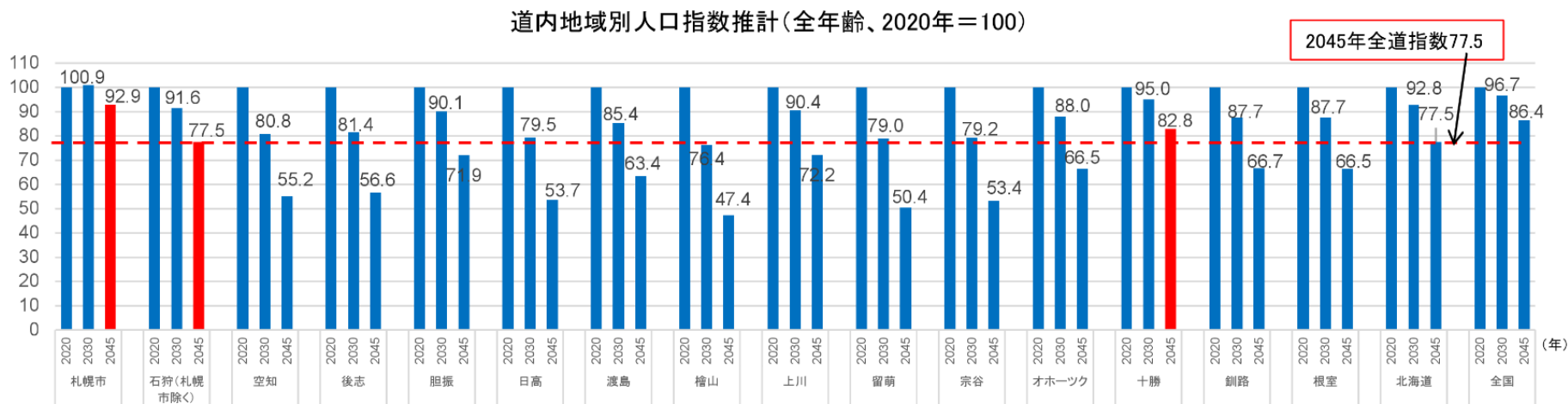
C 道外から札幌市への転入超過
▲3万953人

出典：国交省北海道局資料
(国勢調査を用いて北海道局作成)

【参考資料】北海道の人口減少

○北海道内の人口は522.4万人（2020年）で、2045年には22.5%減の400.5万人となる予測。

○2020年を100とすると2045年の人口指数は、札幌市、石狩（札幌市除く）、十勝が全道指数77.5を上回ると推計。



注1：人口指数の2020年は年齢不詳の者を除外している。

注2：推計の対象は、外国人を含め、日本に常住する総人口で、平成27年国勢調査に基づいている点について留意。

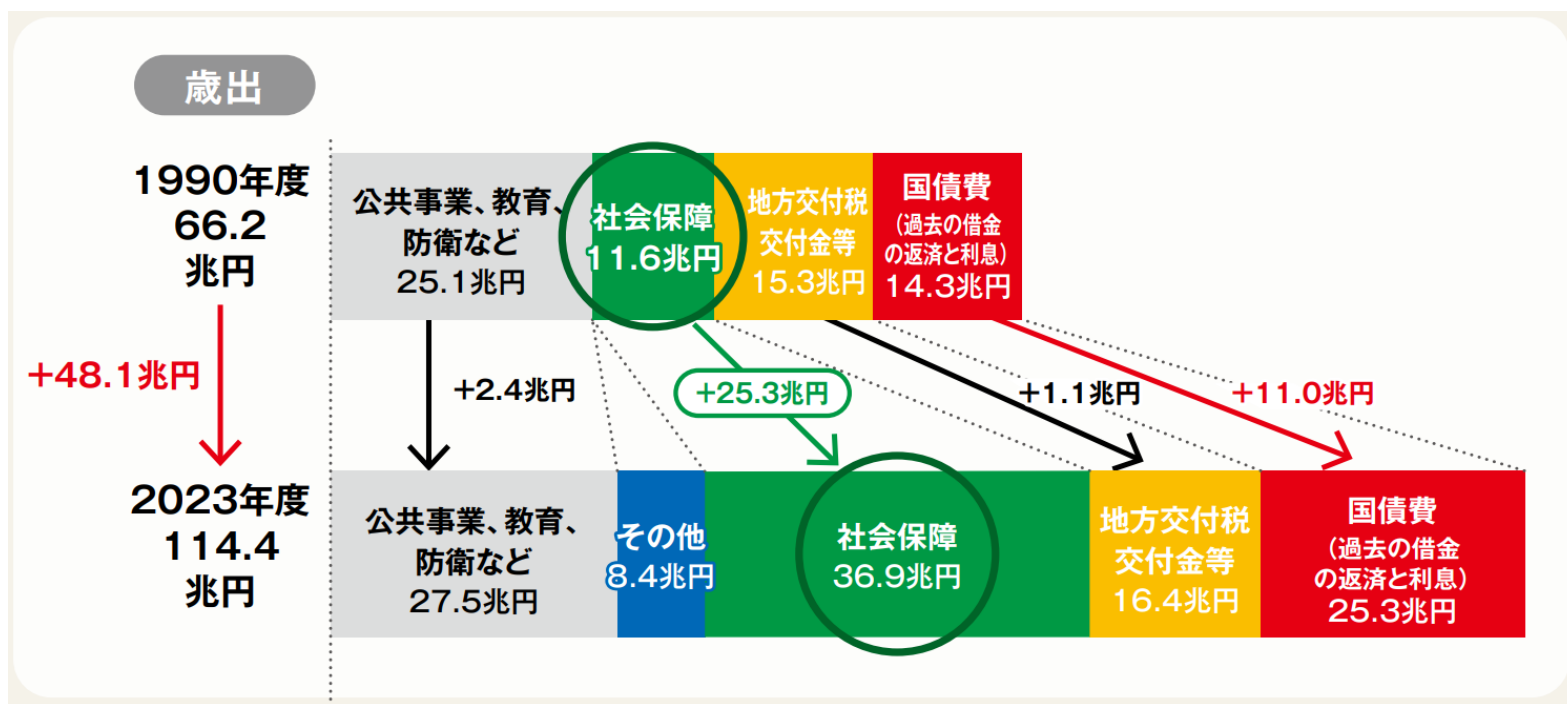
注3：地域は北海道の振興局に準拠。出典：総務省「令和2年国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」から北海道局作成

出典：国交省北海道局資料

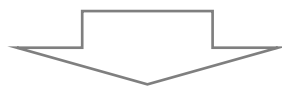
北海道内でも札幌市等とそれ以外の地域で人口減少のスピードは異なる点に留意が必要。
（地域によって人口減少のスピードは異なる）

我が国における社会環境の変化(国の財政制約)

○高齢化に伴い、我が国の歳出予算は社会保障関係費等が増加する一方、公共事業等の投資的経費はほぼ横ばい。



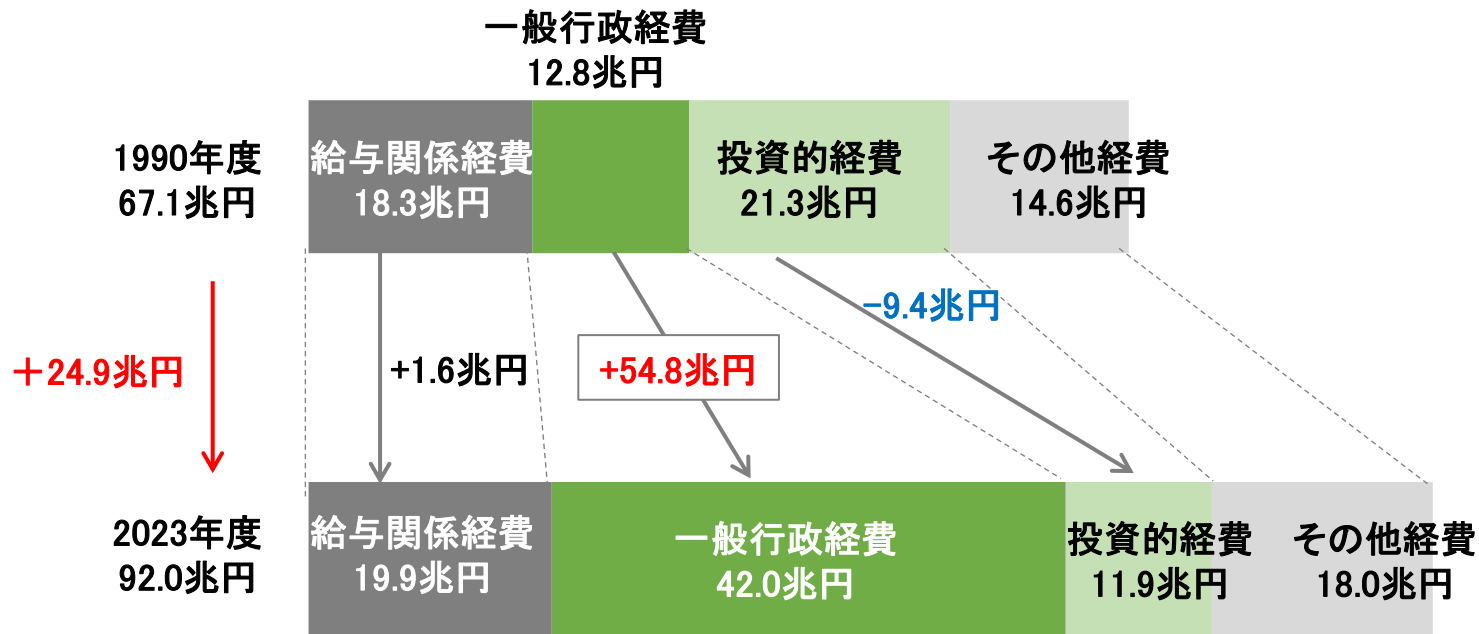
出典：財務省（これからの日本のために財政を考える）



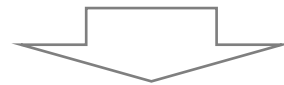
今後も公共事業等の投資的経費が大きく増額する可能性は低い。

我が国における社会環境の変化(地方の財政制約)

○地方における財政状況も国と同様の傾向で、歳出予算は社会保障関係費を含む一般行政経費が増加する一方、公共事業等の投資的経費は減少傾向。



出典：総務省の地方財政白書を用いて作成

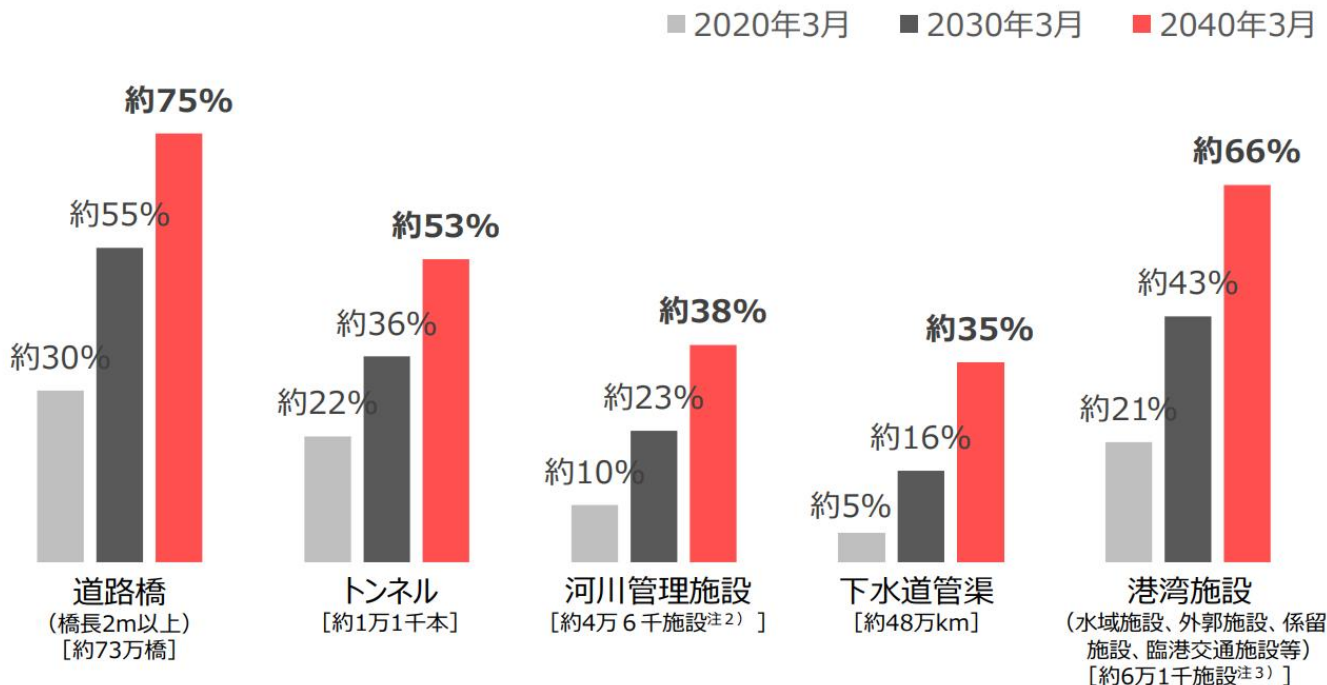


今後も公共事業等の投資的経費が大きく増額する可能性は低い。

我が国における社会環境の変化(社会資本の老朽化)

○高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックについて、建設後50年以上経過する施設の割合が加速度的に高くなり、今後一斉に更新時期を迎えていく。

【建設後50年以上経過する社会資本の割合^{注1)}(2020年度算出)】



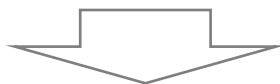
注1) 建設後50年以上経過する施設の割合については、建設年度不明の施設数を除いて算出。

注2) 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他(立坑、遊水池)、ダム。独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。

都道府県・政令市：堰(ゲート有り)、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

注3) 一部事務組合、港務局を含む

出典：国交省総合政策局
(社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト)

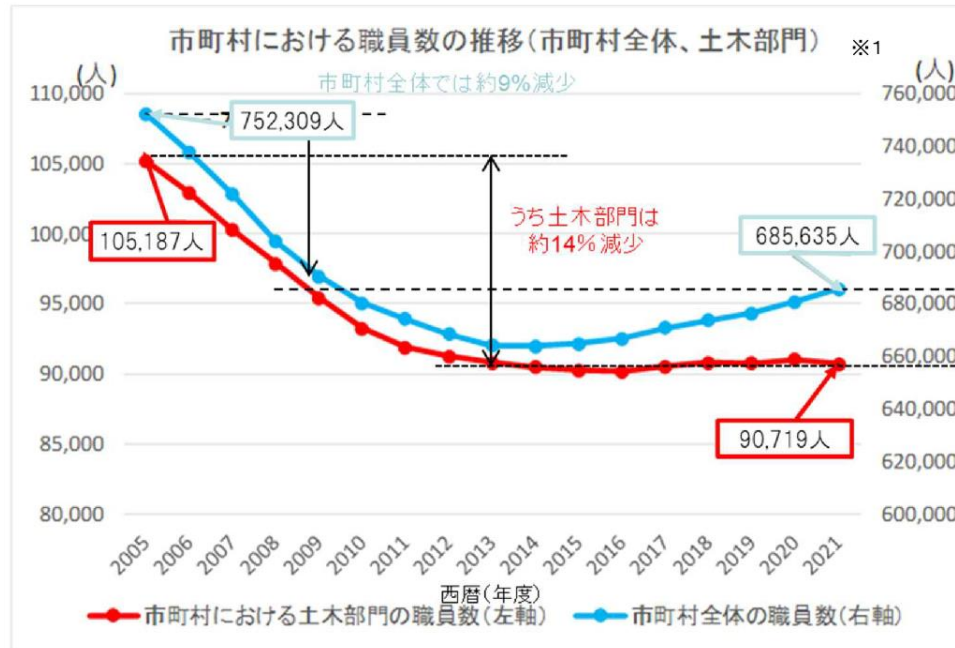


社会資本の更新するためにお金や人がさらに必要。

我が国における社会環境の変化(市町村における職員数の減少)

○公共サービスの担い手である行政職員は減少傾向にある。

○市町村における技術系職員数は、5人以下の市町村が約5割を占める。

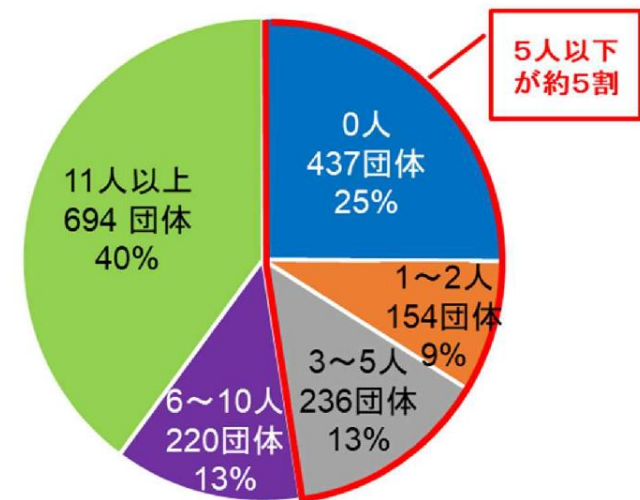


※1：地方公共団体定員管理調査結果より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。また市町村としているが、特別区を含む。

※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

市町村における技術系職員数

※1、※2



出典：国交省総合政策局資料

人口減少の局面において、人材確保は今後さらに難しくなる見込み。

我が国における社会環境の変化(住民ニーズの多様化)

○少子高齢化、人口減少、情報化社会の進展等に伴い、住民ニーズの多様化が進んでいる。

＜住民ニーズの例＞

○地域での支えあいのニーズ

- ・子育てを応援してほしい
- ・一人暮らしの話し相手が欲しい

○ICT機器の使用に関するニーズ

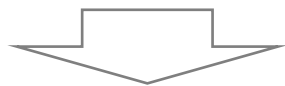
- ・パソコン、スマホ、インターネットの使い方を教えてほしい

○行政手続きの簡素化のニーズ

- ・住民票など各種証明書の発行で役所に行くのはめんどろ

○地域情報の取得に係るニーズ

- ・広報誌以外にネットでも地域情報を発信してほしい



多様なニーズに対応するため、行政の力だけでは限界があるのではないか。

西東京市の例

○現状・課題

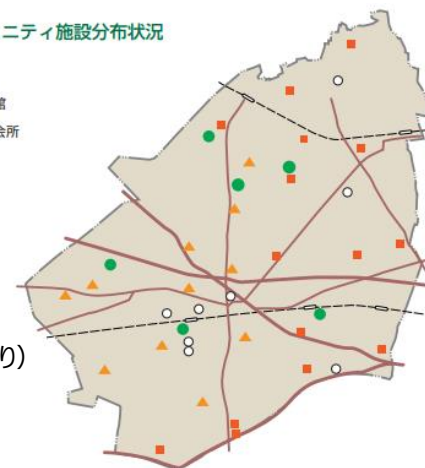
- ・人口の流動化、核家族化、少子化等の変化をうけて、地域との関係をもたない人が増えるなど、**コミュニティが希薄になる傾向**。
- ・市内においても自治会・町内会のない地域もある一方で、「**子育てを応援してほしい**」「**一人暮らしで話し相手がほしい**」など、**地域での支えあいへのニーズは高まっている**。
- ・趣味や学習の集まり、子育て仲間など、**テーマ型のコミュニティ活動が生まれるきっかけづくりや育つための支援などが求められている**。
- ・市内には、市民相互の交流の場・自治活動の場として公民館や地区会館、集会所、コミュニティセンターなどが整備。
- ・これらの**施設は地域住民の生涯学習の場としての需要が高いこととあわせて、親子交流や世代間交流、団体交流の場として、また青少年の活動の場としての 期待も高くなっている**。
- ・今後は、**新しいコミュニティが生まれるためのきっかけづくり、活動を活性化させるための場の確保などが必要**。

○施策内容

- ・コミュニティ活動の支援
- ・コミュニティ施設の充実
- ・市民交流の推進

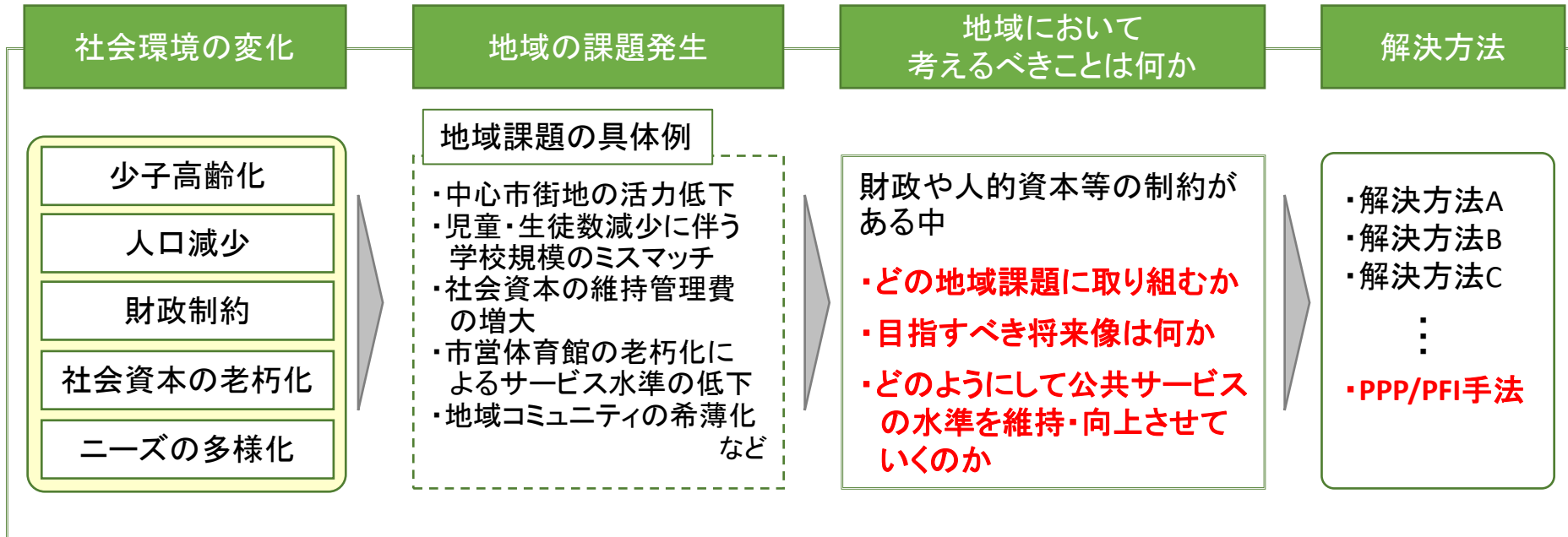
■ 西東京市コミュニティ施設分布状況

- 公民館
- ▲ 地区会館
- 市民集会所
- その他



出典：西東京市HP（協働で拓くまちづくり）より抜粋

PPP／PFI推進の背景のまとめ



<重要ポイント>

- 社会環境の変化に伴い、まずは地域で発生している課題を正しく認識
- どの課題に取り組み、地域が目指すべき将来像は何なのか考える
- それをどのように解決するか検討する中で、解決方法の1つとなるのがPPP/PFI

【参考資料】戦略的思考におけるPPP／PFIの位置づけ

戦略的思考とは

戦略とは、目的を達成するために資源を配分する「選択」のこと。

※戦略とは、もともと戦争から生まれた考え方で、戦略の「戦」は戦うこと、「略」は謀り考えること。

なぜ戦略が必要か

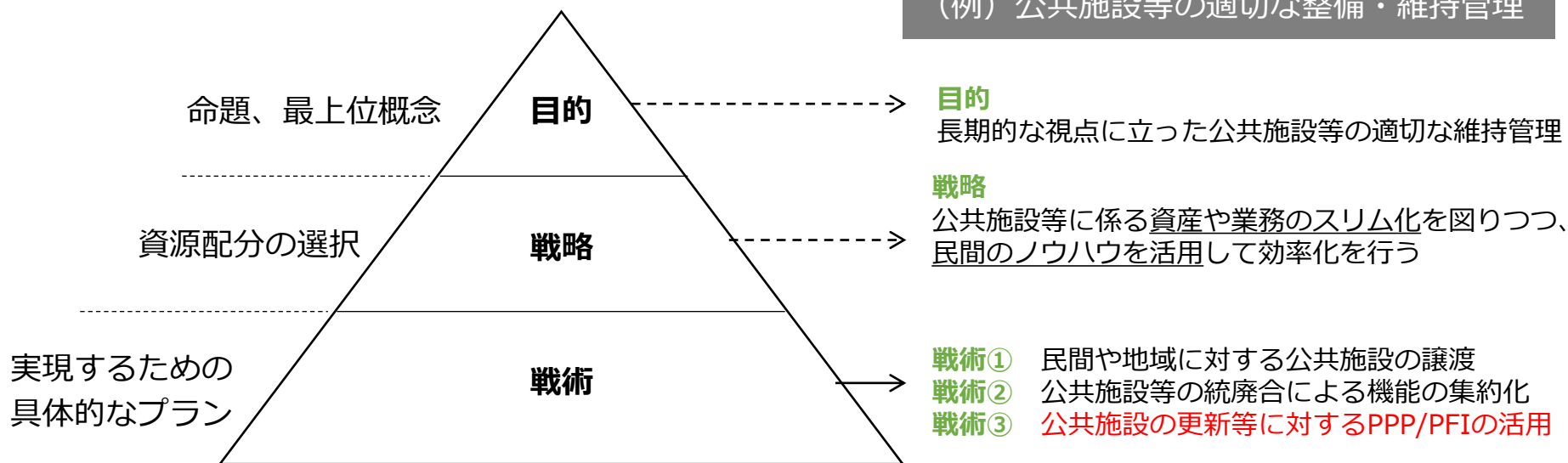
1. 達成すべき目的があるから
2. 資源（カネ、ヒト、モノ、情報、時間、知的財産）は常に不足しているから



戦略的思考とは、資源配分の選択を考えること

「目的⇒戦略⇒戦術」の順番で大きいところから考えることが重要

<PPP/PFIの位置づけ>



(例) 公共施設等の適切な整備・維持管理

PPP／PFIとは

PPP/PFI推進の背景

我が国の現状

- 人口減少・少子高齢化
- 厳しい財政状況
- 公共施設等の老朽化

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

▶令和4年3月31日現在、932事業でPFIが活用されている。

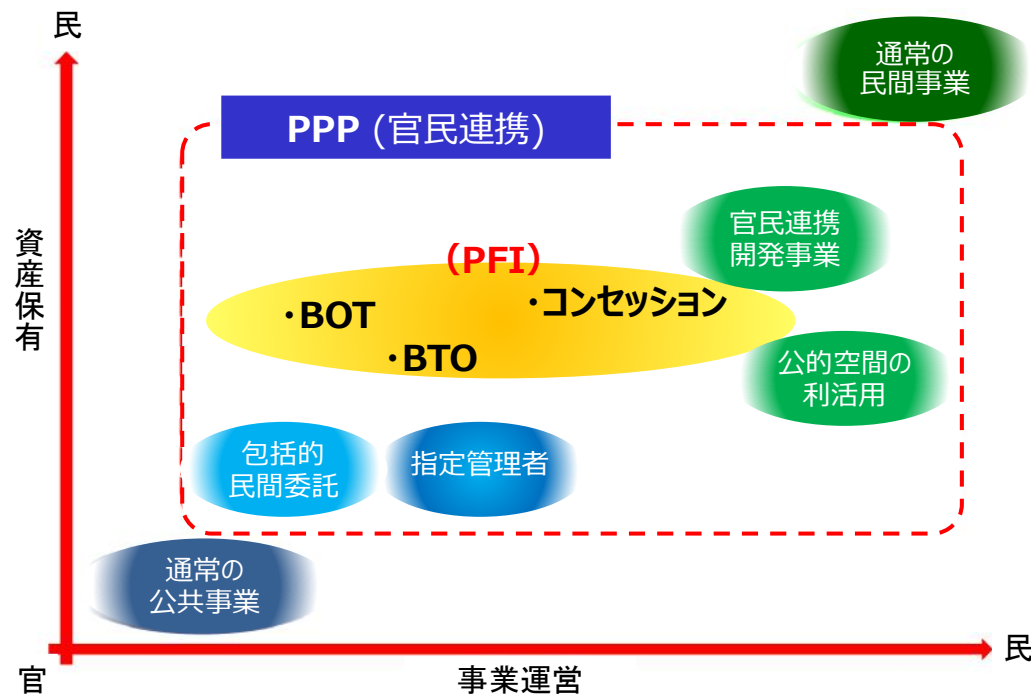
PFI (Private Finance Initiative)

庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。

PPP (Public Private Partnership)

官民連携事業の総称であり、PFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出しなどの手段がある。

<PPP/PFIの位置づけ>

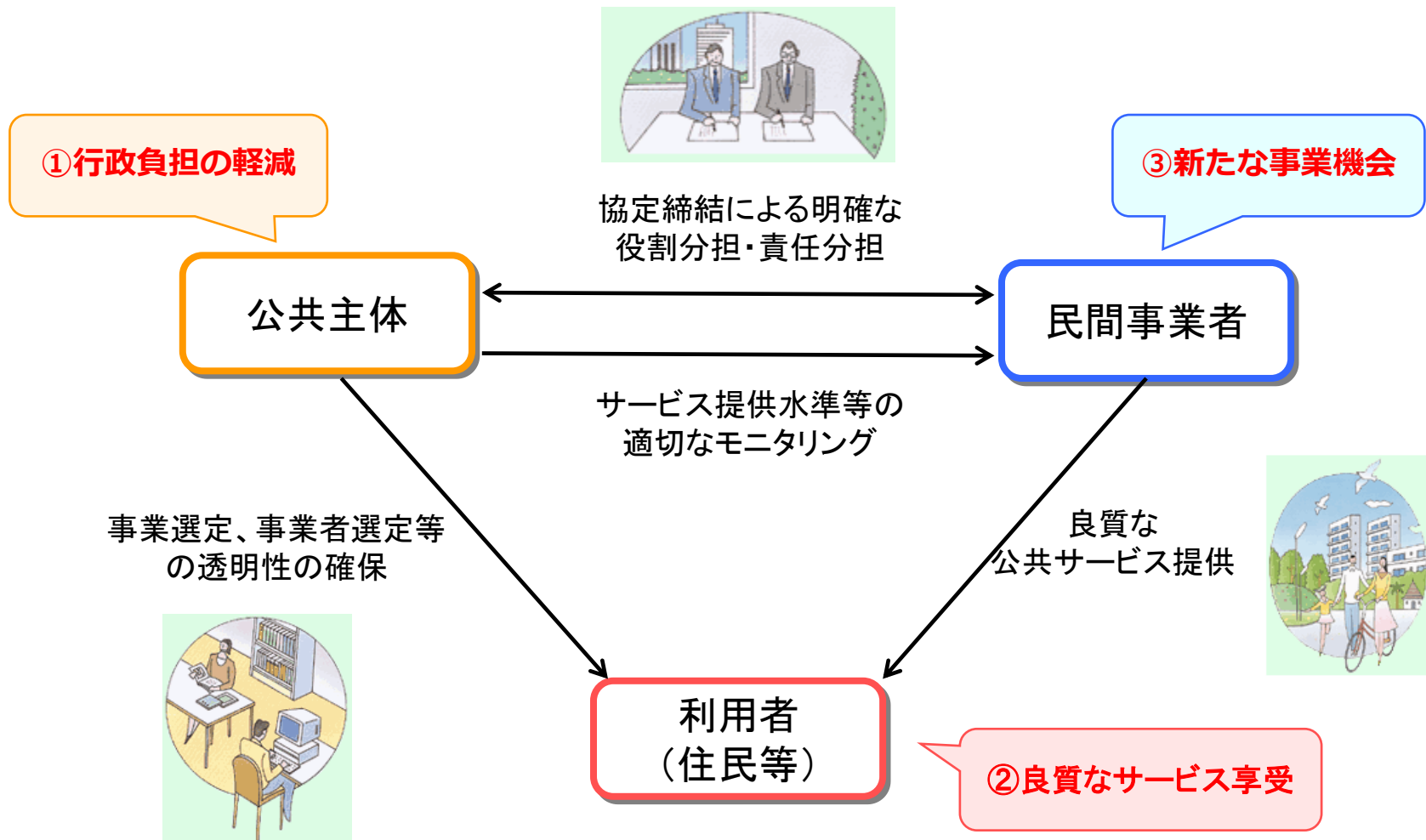


出典: 国交省総合政策局資料

PPP/PFIの3つの効果

3つの効果

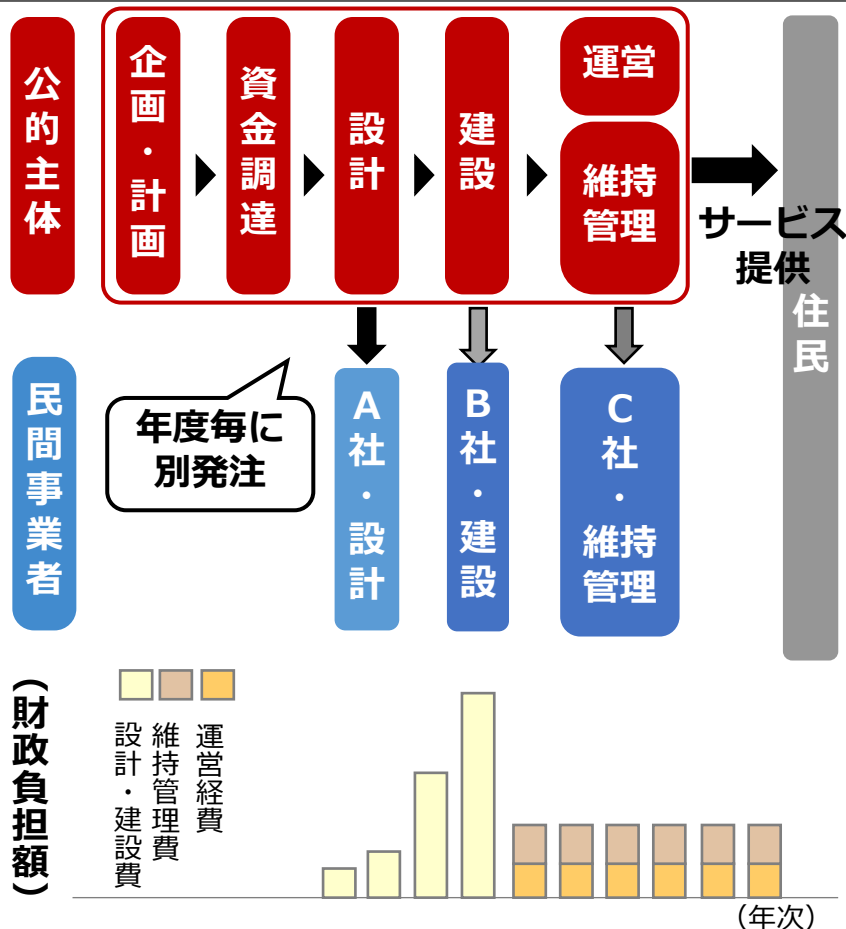
- ① 公共サービス提供の低コスト化・省力化による財政的・人力的な行政負担の軽減【公共】
- ② 質の高い公共サービスの提供を受けることができる【利用者】
- ③ 官民の役割分担の見直しによる新たな事業機会の創出【民間】



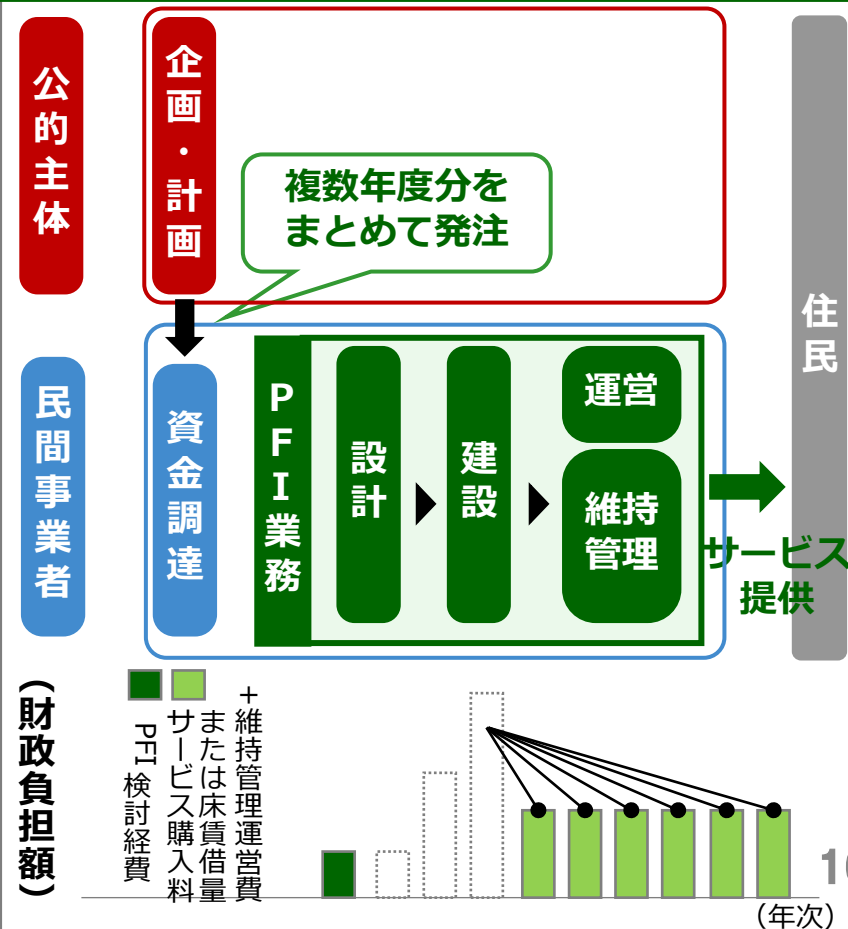
効果① 行政負担軽減【公共】

- ・ **一体的発注**（運営・管理を念頭に置いた設計・建設、コスト削減）
- ・ **各段階における民間手法の効果的活用**（柔軟な創意工夫の導入） により、
⇒ 低コスト化を図り、**財政的な行政負担を軽減**
- ・ **複数年度契約**による発注事務の軽減
- ・ 従来行政が実施していた**業務の外部化** により、
⇒ 行政側の業務量を少なくし、**人力的な行政負担を軽減**

従来型公共事業



PFI事業



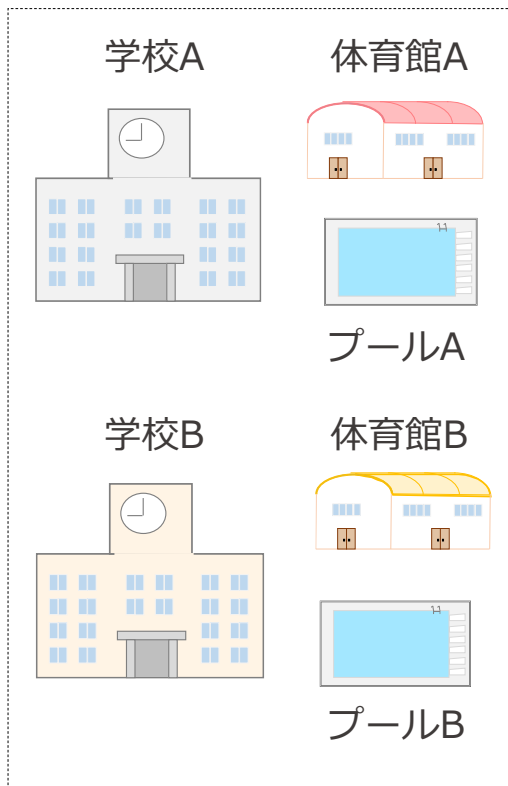
効果② 良質なサービス享受【利用者】

- ・ **一体的発注**（運営・管理を念頭に置いた設計・建設、コスト削減）
- ・ **各段階における民間手法の効果的活用**（柔軟な創意工夫の導入） により、
⇒ **良質な公共サービスの提供が可能**

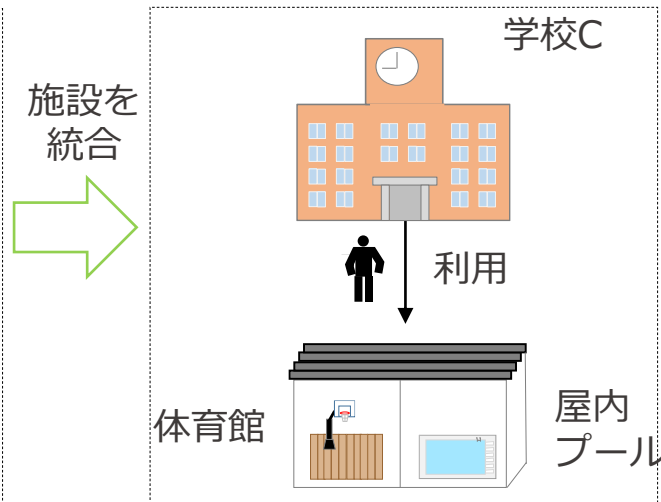
学校の統廃合の例

- ・ 学校施設（体育館、プール）の維持管理運営にPFI手法を導入することにより、学校の授業がない時間帯は、体育館や屋内プールを市民に開放。
- ・ 民間事業者による質の高いサービスプログラムの提供や、施設の不具合に対して迅速に対応が可能に。

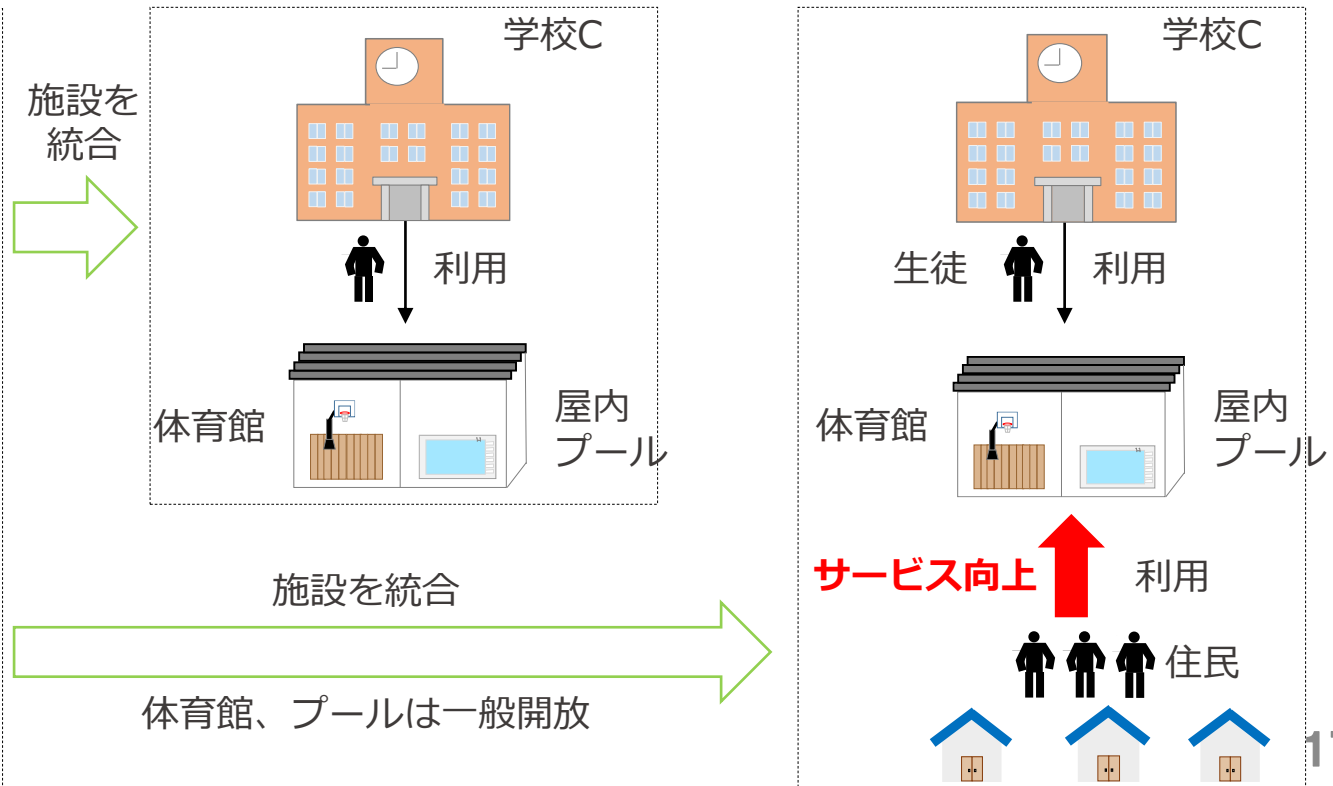
従前の状況



従来方式のイメージ



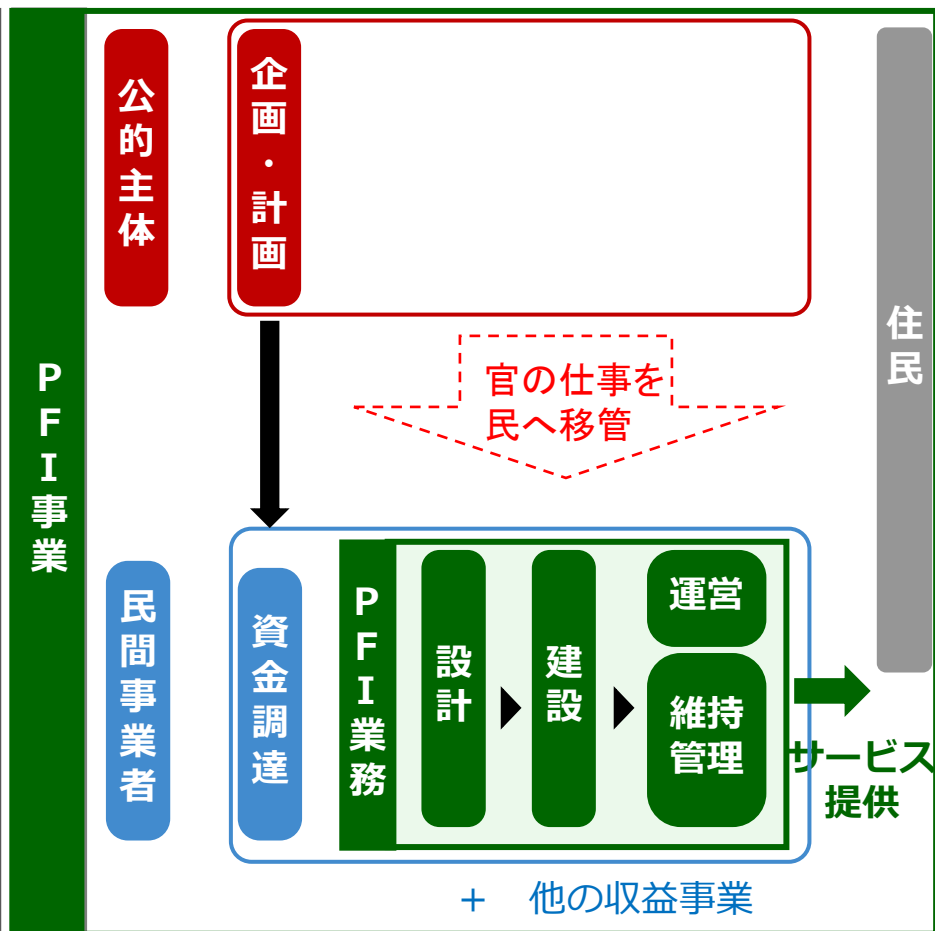
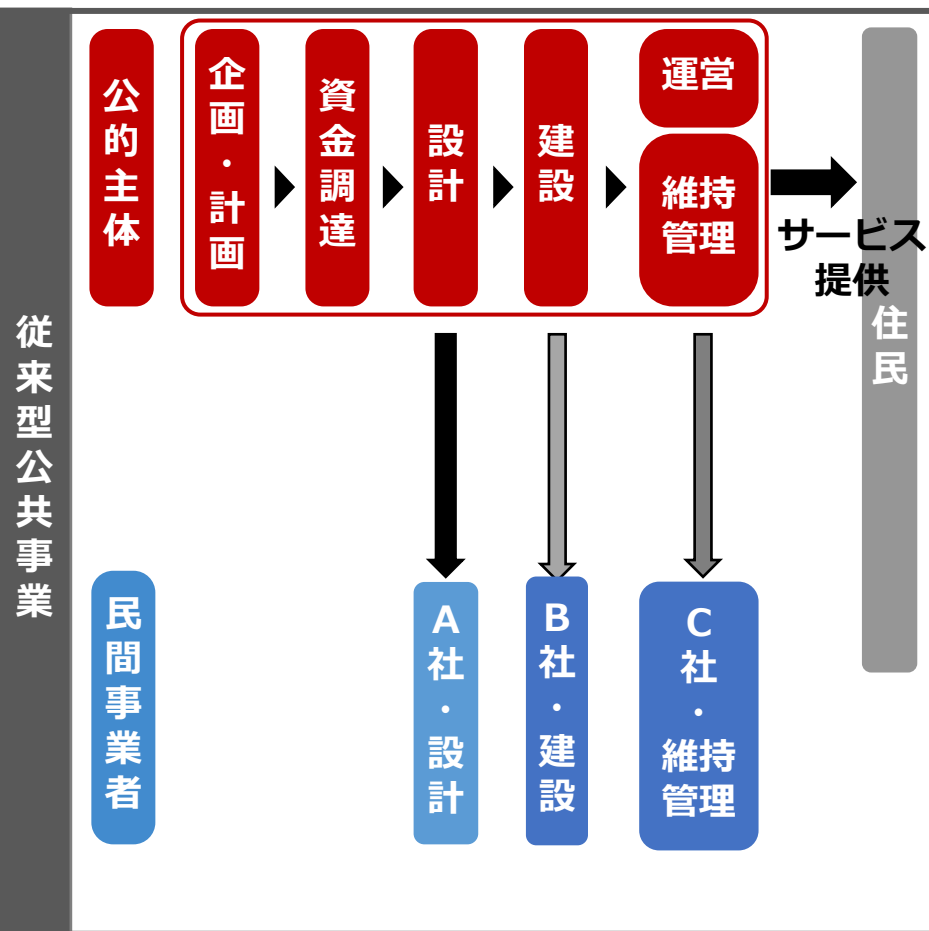
PFI方式のイメージ



施設を統合
体育館、プールは一般開放

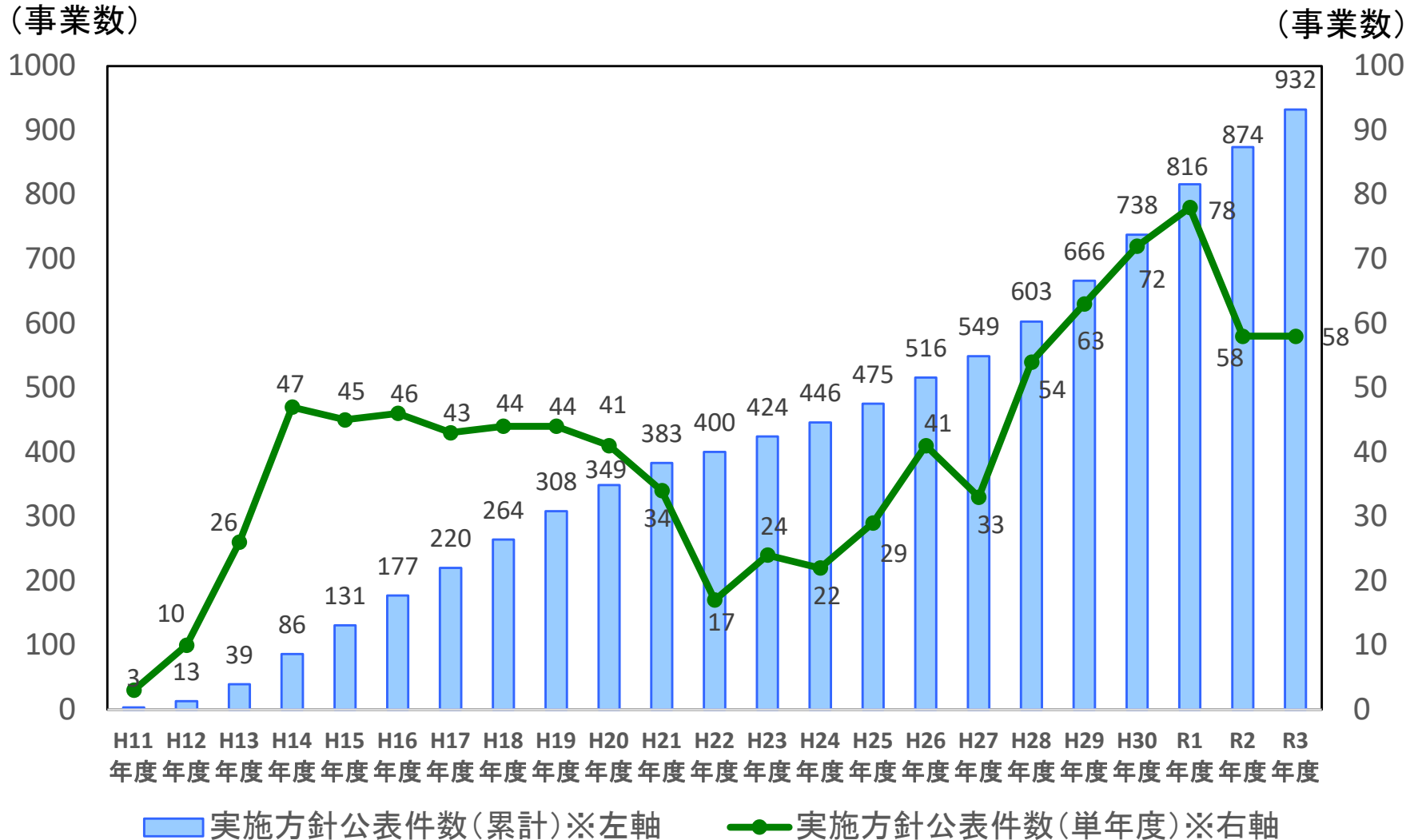
効果③ 民間の新たな事業機会の創出【民間】

- ・ 従来行政が実施していた**業務の外部化**
- ・ **PPP/PFI事業と他の収益事業の有効な組み合わせ** により、
⇒ 民間における新たな事業機会を創出し、地域経済を活性化



PFI事業数の推移

(令和4年3月31日現在)



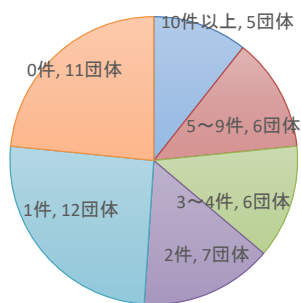
(注) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況

○地方公共団体におけるPFI事業の実施状況（令和4年3月31日時点）

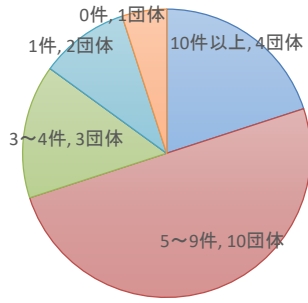
都道府県

総団体数 47団体
PFI実施団体数 36団体
PFI事業の実施率 76.5%



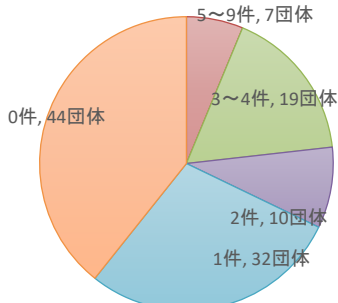
政令市

総団体数 20団体
PFI実施団体数 19団体
PFI事業の実施率 95.0%



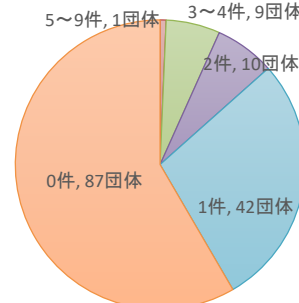
人口20万人以上 市町村

総団体数 112団体
PFI実施団体 68団体
PFI事業の実施率 60.7%



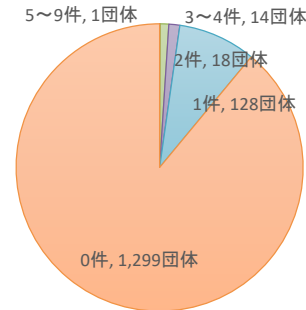
人口10～20万人以上 市町村

総団体数 149団体
PFI実施団体 63団体
PFI事業の実施率 42.2%

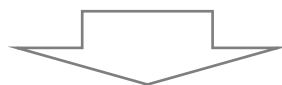


人口10万人未満 市町村

総団体数 1,460団体
PFI実施団体 161団体
PFI事業の実施率 11.0%



※件数、実施団体ともにH11からの累計数
※人口はR4.1.1時点を基準とする



人口規模が小さい市町村におけるPFI事業の促進が課題。

1 PPP/PFI推進の背景、PPP/PFIの3つの効果

2 地域プラットフォーム

3 アクションプランの改定(令和5年6月2日)

地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話等の情報交換の場となる「**地域プラットフォーム**」を設置
 - ⇒地域の関係者の**PPP/PFIに対する理解度の向上**
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上**や**その能力を活用した案件の形成を促進**

地域プラットフォームの機能

➤ 普及啓発・人材育成機能

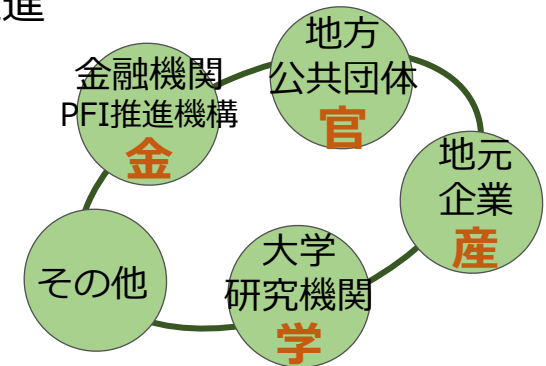
- ・ PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等について**セミナーを開催**
- ・ 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる**人材育成**を推進

➤ 情報発信・官民対話機能

- ・ 具体のPPP/PFI候補案件について、**行政からの情報提供のうえ官民対話等を実施**、事業化に向け次段階へ推進
- ・ 案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・ 民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取

➤ 交流機能

- ・ 地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



内閣府、国土交通省で地域プラットフォームの形成、運用を支援

地域プラットフォームの設置状況

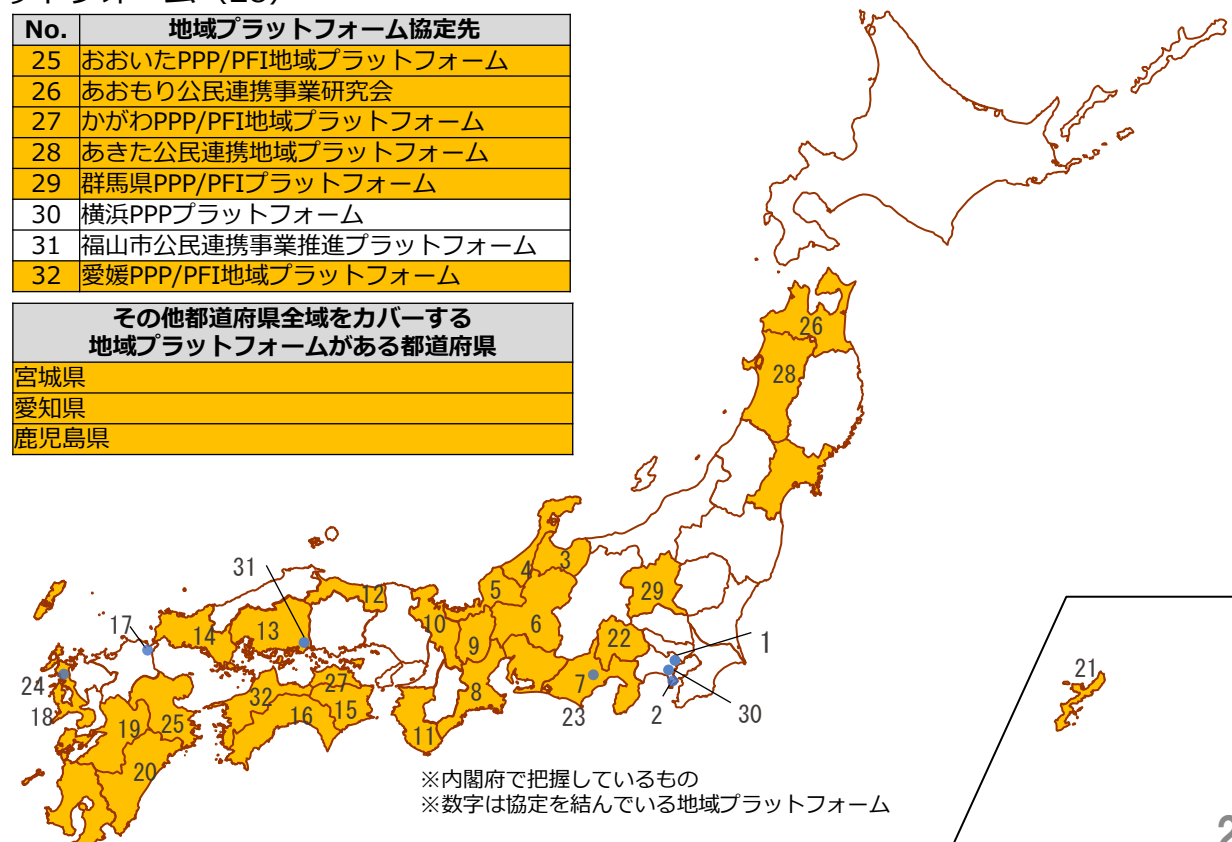
- PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）において、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしている。
- 内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援している。（令和5年度時点で32地域と協定を締結）
- 協定を結んでいない地域プラットフォームも含めると、都道府県内全域をカバーする地域プラットフォームは28府県で設置。（令和4年6月時点）

■ = 都道府県内全域をカバーする地域プラットフォーム（28）

No.	地域プラットフォーム協定先
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	ふじのくに官民連携実践塾
24	佐世保PPPプラットフォーム

No.	地域プラットフォーム協定先
25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおもり公民連携事業研究会
27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム

その他都道府県全域をカバーする 地域プラットフォームがある都道府県	
宮城県	
愛知県	
鹿児島県	



概要

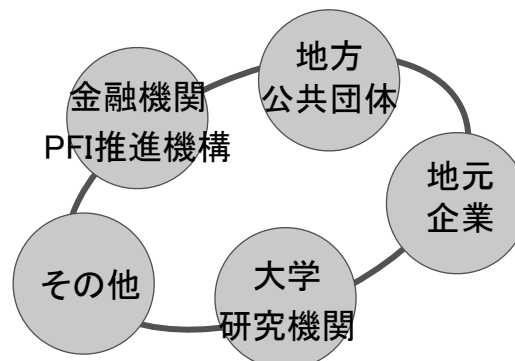
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を合わせて実施

支援内容

■支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、PPP/PFI案件の形成を目指す地方公共団体等および地方公共団体等を構成員として含む構成体



【地域プラットフォームイメージ】

■具体的な支援事項(例)

- コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート
 - ・構成員の決定、活動計画策定の支援
 - ・セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
(参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成 等)
 - ・支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言
- 地域プラットフォームに寄せられる案件(横展開の可能性が高いもの)に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示。
 - ・プラットフォームを通じたサウンディング調査(民間事業者の参入意向や参入条件等の確認)の実施及び結果分析の支援
 - ・対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供 等

これまでの支援事例



セミナーの開催
(かがわPPP/PFI 地域プラットフォーム:
令和2年度支援)



個別案件のサウンディング状況
(静岡県官民連携プラットフォーム:
令和元年度支援)

- 1 PPP/PFI推進の背景、PPP/PFIの3つの効果
- 2 地域プラットフォーム
- 3 アクションプランの改定(令和5年6月2日)**

岸田総理発言（令和5年6月2日 第19回 PFI推進会議）

本日、PPP/PFIについて、質と量の両面から更なる拡充を図るため新たなアクションプランを決定いたしました。

PPP/PFIは、民のノウハウを官に活（い）かすことで、社会課題の解決と経済成長を同時に実現していくものであり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として、強力に推進していきます。

アクションプランでは、まず、第1に、事業件数のターゲットを、現在の5年間で70件から、10年間で575件へと、大幅に拡充いたします。これにより、事業規模目標30兆円に向けた今後の道筋を具体化していきます。

第2に、水分野の取組を強化します。上水道、下水道、工業用水道において、新たな方式であるウォーターPPPの導入を進め、コンセッションへの段階的な移行を推進します。また、ハイブリッドダムにより、再生可能エネルギーの活用を拡大し、官民連携で水力発電設備の整備を進めます。

第3に、既存ストックを再生するスモールコンセッションや、老朽化した自衛隊施設の集約・建て替え、さらには、道路、公園、港湾、河川、漁港など、PPP/PFIを活用する分野を拡大していきます。

岡田大臣においては、関係大臣と連携し、本日取りまとめたこのアクションプランに基づき、迅速かつ強力に諸施策を推進するとともに、しっかりと進捗管理を行ってください。



「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）」 （令和5年6月16日閣議決定）（抜粋）

第4章 中長期の経済財政運営

3. 生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

（前略）

公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP／PFI（※1）について、改定アクションプラン（※2）に基づき、各重点分野における**事業件数目標の達成と上積み**を視野に、取組を推進する（※3）。空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする**新領域の開拓と案件形成**を図る。**上下水道の所管の一元化を見据えたウォーターPPP**（※4）や、**スモールコンセッション**（※5）、**LABV**（※6）等のスキームを確立し、導入拡大を図る。地域社会・経済に貢献する**ローカルPFIの確立と普及**に向け、PFI推進機構の機能も活用しつつ、地域プラットフォームの拡充に取り組む。

※1 民間の資金・ノウハウを公共施設等の建設、維持管理、運営等に活用する手法。自律的な展開基盤の早期形成のため、2022～2026年度を重点実行期間としている。

※2 PPP／PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）。

※3 重点分野で従来の計70件に加え、2031年度までに計575件の新たなターゲットを設定。

※4 上水道・下水道・工業用水道の水道3分野において、公共施設等運営事業及び当該事業に段階的に移行するための官民連携方式を導入するもの。

※5 空き家等の既存ストック等を活用して地域活性化を図る小規模なコンセッション等事業。

※6 地方公共団体等が公的不動産を現物出資して民間事業者と新たな事業体を設立し、公的不動産の有効活用を図る方式。

PPP／PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)の概要

1. PPP／PFI推進に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方：新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として推進

- i) 財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立
- ii) 新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
- iii) 地域課題の解決と持続可能で活力ある地域経済社会の実現
- iv) カーボンニュートラル等の政策課題に対する取組への貢献

(2) 推進の方向性：重点実行期間（令和4年度から5年間）における自律的な展開基盤の早期形成のための支援策の拡充・重点投入

- i) 地域における活用拡大 ii) 活用対象の拡大 iii) **PPP/PFI手法の進化・多様化** iv) 民間による創意工夫の最大化 v) 地域の主体の能力強化と人材の確保

2. PPP／PFIの推進施策

(1) 多様なPPP／PFIの展開：国の支援施策と機構支援の積極的な活用による先導的事例の形成及び活用モデルの横展開の推進

- i) **カーボンニュートラルへの貢献**（ハイブリッドダム、グリーンインフラ等）
- ii) 新たなPPP/PFI活用モデルの形成（**新たな官民連携ビークル、新技術・サービス導入、スモールコンセプション、みなと緑地PPP、RIVASITE**等）
- iii) 新分野の開拓（**自衛隊施設、漁港**、公営駐車場等） iv) 公的不動産活用（国有財産、文教施設、学校等） v) 広域化、集約化支援 等

(2) 地方公共団体等の機運醸成・力の蓄積と案件形成に向けた積極的な支援：地域経済社会に対する多様な効果の適切な評価、取組促進

- i) **ローカルPFI**の推進（指標検討、導入可能性調査における検討要件化等）
- ii) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進（人口10～20万人の全自治体での策定：R5年度） iii) 首長、地方議会等の機運醸成（トップセールスの実施、機構と連携）
- iv) モデル等の整理、周知による負担軽減（各種契約書ひな型、事後評価等） v) 専門的な人材の派遣、育成等 vi) 民間企業、金融機関の人材の確保
- vii) 地方公共団体への財政支援等 viii) 民間提案の積極的活用（加点措置等） ix) 地域プラットフォームを通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進（R8年度）

(3) 取組基盤の充実：取組や多様な効果などの情報の共有、見える化の強化

- i) 情報の充実・情報活用機会の充実（基礎データベース、多様な効果事例集等の周知、発信） ii) 制度改善（プロフィット・ロスシェアリング、PFI法・ガイドライン改正）

(4) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用：改正PFI法による案件形成支援

- ・先導的事例の形成、案件発掘等、コンサルティングの積極的実施
- ・地域金融機関等へのノウハウ移転
- ・民間事業者に対する助言や専門家派遣の実施

3. PPP／PFIアクションプラン推進の目標

(1) 事業規模目標：30兆円（令和4年度～13年度）の事業規模達成へ向けた取組

- ・工事業：7兆円、収益型事業：7兆円、公的不動産利活用：5兆円、サービス購入型等：7兆円、取組強化：4兆円

(2) 重点分野と目標：5年件数目標70件、事業件数10年ターゲット575件

- ・**事業件数10年ターゲットの設定** ・案件候補リスト、工程等を具体化した実行計画策定 ・好事例の横展開、案件発掘、関連施策を集中的に投入
- ・**水関連分野でウォーターPPPを推進**

4. PDCAサイクル

(1) PDCAの進め方：アクションプランの毎年の見直し

- ・毎年度フォローアップ、課題の抽出、対応策の検討
- ・重点実行期間の中間評価

PPP／PFI推進アクションプランの改定について

◆PPP/PFIは、**公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用**する手法。

・PPP…Public Private Partnership
・PFI…Private Finance Initiative

◆社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、

成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するものであり、**新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱**。

＜PPP/PFIの効果＞

公共のメリット………財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立

民間事業者のメリット…新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大

住民のメリット………地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

関空・伊丹空港コンセッション



国土交通省資料より引用

良質な公共サービスの提供と
民間のビジネス機会の創出

ののいち
石川県野々市市 図書館等複合施設



野々市市資料より引用

にぎわいの創出など、活力ある
地域経済社会の実現

宮城県 上・エ・下水道一体コンセッション



宮城県HPより引用

事業費削減による財政健全化と
水道サービスの維持向上

◆令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、

PFIの質と量の両面からの充実を図るため、以下の柱で、**アクションプランを改定**する。

1. 事業件数10年ターゲットの設定

2. 新分野の開拓

3. PPP／PFI手法の進化・多様化

3. PPP／PFI手法の進化・多様化

PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

◆幅広い地方公共団体での普及に向けて、**地域経済社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」**の推進を図る。

＜ローカルPFIの主な特長＞

①地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、②地域産材の活用(資材、食材等)、③地域人材の育成

◆施設・分野を横断した地域全体の経営視点を持った新たな官民連携手法の推進を図る。

かんなみちょう 静岡県函南町 道の駅

地域企業のネットワークを活用して、**地域産品の出荷機会や雇用機会を創出**する道の駅整備事業。

地域企業の参画 **地域企業が代表企業**

来場者増 **約2.4倍** (年間想定69万人→実績164万人)

売上増 **5割程度増加** (対前年度比)
(隣接地に食品メーカーのテーマパークが進出し相乗効果を発揮)

地域雇用創出 **ほぼ近隣在住者(4割が函南町)**

歳出削減 **約9%削減** (契約金額 約24億円)



【外観(飲食施設・防災倉庫等)】



【本道の駅を拠点とする地元アイドル】

山口県山陽小野田市 官民複合施設

複数の公共施設と民間収益施設を組み合わせた地域一帯の開発を、**地域企業が参画**し実施。



【リーディング施設①】 山陽小野田市HPより引用

- | | |
|------|--------------------|
| 3～5階 | 山口東京理科大学
学生寮 |
| 2階 | 職業相談所、
商工会議所等 |
| 1階 | 市民活動センター、
山口銀行等 |

最後に

今日話を聞いて少しでもPPP/PFIに興味を持っていただけでしたか？

何か相談してみたいことがある場合は以下の連絡先まで気軽にご連絡ください。

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

PPP/PFIについて、自分自身はなんとなくわかったけれど、所属組織の他の職員にもPPP/PFIについて知ってほしいという場合は「**PPP/PFI専門家派遣制度**」の活用をご検討ください。

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・ コンセッションについて教えてほしい。
- ・ ○○（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・ 地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・ ○○（例：温泉施設）はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・ PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・ PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

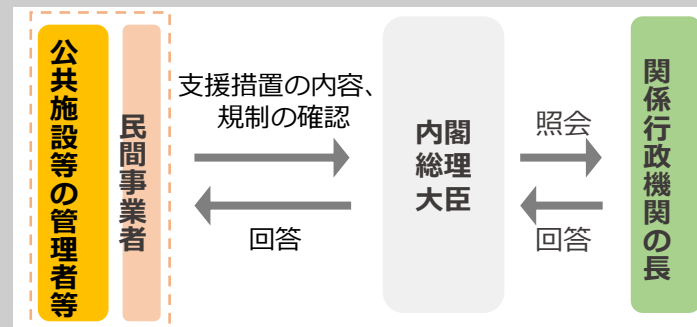
- ・ 優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・ 簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・ 地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・ 内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。

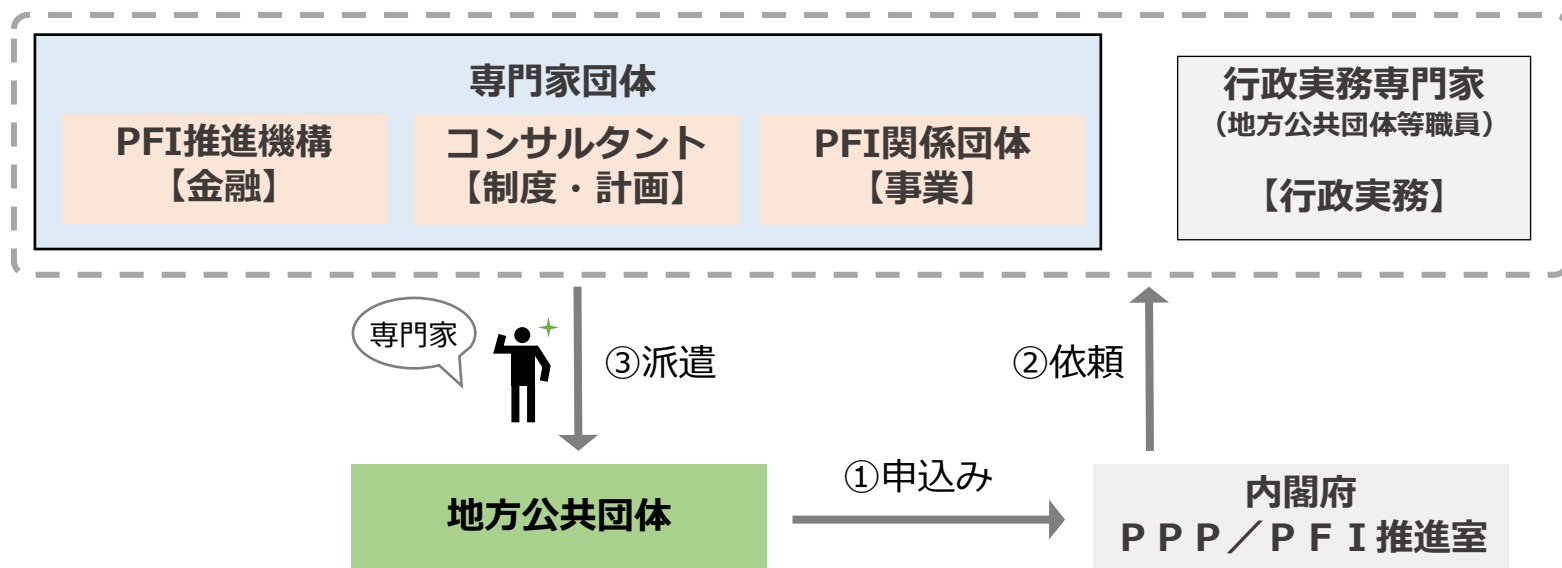


PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和4年度末までに延べ383件。

【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度（平成23年度より派遣開始）
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- 令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣。
- 通年で受付中、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担





内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1655

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

